

## 浜の活力再生広域プラン

令和4～8年度

(第2期)

### 1 広域水産業再生委員会

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 組織名  | 広島県広域水産業再生委員会           |
| 代表者名 | 山本 勇二 (広島県漁業協同組合連合会 会長) |

|               |  |
|---------------|--|
| 広域委員会の<br>構成員 | <p>1 地域水産業再生委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島かき漁業地域水産業再生委員会 (県漁連, 宮島漁協, 地御前漁協, 広島市漁協, 坂町漁協, 美能漁協, 江田島漁協, 深江漁協, 東江漁協, 田原漁協, 音戸漁協, 阿賀漁協, 早田原漁協, 広島県, 広島市, 廿日市市, 大竹市, 呉市, 江田島市, 東広島市, 竹原市, 坂町, 大崎上島町)</li> <li>・福山市地区水産業再生委員会 (田尻あんずの里漁協, 横島漁協, 走島漁協, 千年漁協, 鞆の浦漁協, 田島漁協, 福山市)</li> <li>・尾道市地域水産業再生委員会 (尾道漁協, 吉和漁協, 尾道東部漁協, 尾道東部漁協山波支所, 向島町漁協, 浦島漁協, 因島市漁協, 瀬戸田漁協, 尾道市)</li> <li>・三原市地域水産業再生委員会 (三原市漁協, 三原市)</li> <li>・東広島市水産業再生委員会 (安芸津漁協, 早田原漁協, 東広島市)</li> </ul> <p>2 漁業協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くば漁協, 阿多田島漁協, 浜毛保漁協, 大野漁協, 大野町漁協, 宮島漁協, 地御前漁協, 井口漁協, 広島市漁協, 大河漁協, 仁保漁協, 海田市漁協, 矢野漁協, 坂町漁協</li> <li>・美能漁協, 沖漁協, 三高漁協, 内能美漁協, 鹿川漁協, 大原漁協, 深江漁協, 大柿町漁協, 東江漁協, 江田島漁協, 切串漁協</li> <li>・吉浦漁協, 阿賀漁協, 広漁協, 仁方漁協, 下蒲刈町漁協, 川尻漁協, 音戸漁協, 田原漁協, 早瀬漁協, 倉橋西部漁協, 倉橋島漁協, 蒲刈町漁協, 安浦漁協, 呉豊島漁協, 芸南漁協, 大崎上島漁協, 大崎内浦漁協</li> </ul> <p>3 水産関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県漁業協同組合連合会 (以下「県漁連」という。),<br/>広島県信用漁業協同組合連合会 (以下「信漁連」という。),<br/>日本漁船保険組合広島県支所 (以下「漁船保険組合」という。),<br/>広島県漁業共済組合 (以下「漁業共済組合」という。),</li> </ul> |
|---------------|--|

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>全国共済水産業協同組合連合会広島県事務所（以下「共水連」という。）、</p> <p>（公財）広島県漁業振興基金（以下「漁業振興基金」という。）、</p> <p>（一社）広島県栽培漁業協会（以下「県栽培漁業協会」という。）</p> <p>4 地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大竹市，廿日市市，広島市，坂町，江田島市，呉市，東広島市，大崎上島町，竹原市，三原市，尾道市，福山市</li> <li>・広島県</li> </ul> |
| オブザーバー | 広島県資源管理協議会  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 対象となる地域の範囲及び漁業の種類 | <p>広島県沿岸地域（大竹市，廿日市市，広島市，海田町，坂町，江田島市，呉市，東広島市，大崎上島町，竹原市，三原市，尾道市，福山市の周辺地域）</p> <p>大竹市（くば漁協，阿多田島漁協の地区）：小型底びき網漁業 3 名，船びき網漁業 2 名，刺し網漁業 16 名，釣り 8 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 16 名，かき類養殖 19 名，魚類養殖 7 名（計 71 名）</p> <p>廿日市市（浜毛保漁協，大野漁協，大野町漁協，宮島漁協，地御前漁協の地区）：小型底びき網漁業 2 名，刺し網漁業 6 名，釣り 9 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 65 名，かき類養殖 55 名（計 137 名）</p> <p>広島市（井口漁協，広島市漁協，大河漁協，仁保漁協，矢野漁協の地区）：小型底びき網漁業 14 名，刺し網漁業 35 名，はえ縄漁業 6 名，釣り 146 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 42 名，かき類養殖 47 名，のり養殖 7 名（計 297 名）</p> <p>海田町（海田市漁協の地区）：釣り 1 名，かき類養殖 3 名（計 4 名）</p> <p>坂町（坂町漁協の地区）：まき網漁業 3 名，刺し網漁業 13 名，釣り 4 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 2 名，かき類養殖 11 名（計 33 名）</p> <p>江田島市（美能漁協，沖漁協，三高漁協，内能美漁協，鹿川漁協，大原漁協，深江漁協，大柿町漁協，東江漁協，江田島漁協，切串漁協の地区）：小型底びき網漁業 61 名，船びき網漁業 19 名，まき網漁業 1 名，刺し網漁業 61 名，小型定置網漁業 8 名，釣り 24 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 38 名，かき類養殖 56 名，魚類養殖 1 名（計 269 名）</p> |
|-------------------|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>呉市（吉浦漁協，阿賀漁協，広漁協，仁方漁協，下蒲刈町漁協，川尻漁協，音戸漁協，田原漁協，早瀬漁協，倉橋西部漁協，倉橋島漁協，蒲刈町漁協，安浦漁協，呉豊島漁協の地区）：小型底びき網漁業 101 名，刺し網漁業 101 名，小型定置網漁業 2 名，釣り・ひき縄釣り・はえ縄漁業 338 名，採貝・採藻・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 80 名，かき類養殖 57 名，魚類養殖 3 名（計 682 名）</p> <p>東広島市（早田原漁協，安芸津漁協の地区）：小型底びき網漁業 6 名，船びき網漁業 2 名，刺し網漁業 8 名，小型定置網漁業 1 名，釣り 1 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 4 名，かき類養殖 18 名（計 40 名）</p> <p>大崎上島町（大崎上島漁協，大崎内浦漁協の地区）：小型底びき網漁業 2 名，船びき網漁業 2 名，刺し網漁業 8 名，釣り 10 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 5 名，かき類養殖 1 名，魚類養殖 3 名（計 31 名）</p> <p>竹原市（芸南漁協の地区）：小型底びき網漁業 3 名，船びき網漁業 1 名，刺し網漁業 7 名，はえ縄漁業 1 名，釣り 8 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 7 名，かき類養殖 3 名（計 24 名）</p> <p>三原市（三原市漁協の地区）：小型底びき網漁業 2 名，刺し網漁業 5 名，釣り 26 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 8 名（計 41 名）</p> <p>尾道市（吉和漁協，尾道漁協，尾道東部漁協，向島町漁協，浦島漁協，因島市漁協，瀬戸田漁協の地区）：小型底びき網漁業 30 名，船びき網漁業 9 名，刺し網漁業 87 名，小型定置網漁業 2 名，はえ縄漁業 8 名，釣り 168 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 138 名，魚類養殖 1 名（計 443 名）</p> <p>福山市（田島漁協，横島漁協，千年漁協，鞆の浦漁協，田尻あんずの里漁協，走島漁協の地区）：小型底びき網漁業 68 名，船びき網漁業 10 名，刺し網漁業 111 名，小型定置網漁業 35 名，釣り 34 名，採貝・たこつぼ・あなご筒等その他の漁業 28 名，かき類養殖 26 名，魚類養殖 6 名，のり養殖 15 名（計 333 名）</p> <p style="text-align: center;">（漁業者数は令和 4 年 3 月時点 広島県水産課調べ）</p> |
|--|---|

広島県 浜の活力再生広域プラン(第2期)

**構成員別対象取組一覧表(機能再編・地域活性化)**

取組①: 漁業生産の安定化対策

取組③: かきのへい死及び成長不良対策

取組②: かきの天然採苗の安定化対策

取組④: 栄養塩対策

(※なお、参画者は第2期広域浜プラン策定時のもの。)

| 団体名    | 取組①  | 取組①・1    | 取組①・2     | 取組①・3   | 取組①・4   | 取組②・1 | 取組②・2 | 取組②・3    | 取組③・1    | 取組③・2      | 取組④   | 所属再生委員会名1 | 所属再生委員会名2 |
|--------|------|----------|-----------|---------|---------|-------|-------|----------|----------|------------|-------|-----------|-----------|
|        | 種苗放流 | キジハタ資源管理 | オニオコゼ資源管理 | カサゴ資源管理 | ガザミ資源管理 | 幼生調査  | 母貝筏   | 幼生検知技術導入 | カキ漁場改善計画 | 漁場環境等データ活用 | 栄養塩対策 |           |           |
| 漁協     |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| くば漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 阿多田島漁協 | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 浜毛保漁協  | ○    |          | ○         |         | ○       |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 大野漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        | ○          |       |           |           |
| 大野町漁協  | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 宮島漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     | ○        | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 地御前漁協  | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     | ○        | ○        | ○          | ○     |           | 広島かき      |
| 井口漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 広島市漁協  | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        | ○          | ○     |           | 広島かき      |
| 大河漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 仁保漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 海田市漁協  | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 矢野漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 坂町漁協   | ○    |          | ○         | ○       | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 美能漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 沖漁協    | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          |          |            |       |           |           |
| 三高漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 内能美漁協  | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     | ○        | ○        | ○          |       |           |           |
| 鹿川漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 大原漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 深江漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 大柿町漁協  | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 東江漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 江田島漁協  | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 切串漁協   | ○    | ○        | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 吉浦漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 阿賀漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 広漁協    | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            | ○     |           |           |
| 仁方漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 下蒲刈町漁協 | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          |          |            |       |           |           |
| 川尻漁協   | ○    |          | ○         |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 音戸漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     | ○        | ○        | ○          |       |           | 広島かき      |
| 田原漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           | 広島かき      |
| 早瀬漁協   | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |

| 団体名                  | 取組①  | 取組①・1    | 取組①・2     | 取組①・3   | 取組①・4   | 取組②・1 | 取組②・2 | 取組②・3    | 取組③・1    | 取組③・2      | 取組④   | 所属再生委員会名1 | 所属再生委員会名2 |
|----------------------|------|----------|-----------|---------|---------|-------|-------|----------|----------|------------|-------|-----------|-----------|
|                      | 種苗放流 | キジハタ資源管理 | オニオコゼ資源管理 | カサゴ資源管理 | ガザミ資源管理 | 幼生調査  | 母貝筏   | 幼生検知技術導入 | カキ漁場改善計画 | 漁場環境等デー々活用 | 栄養塩対策 |           |           |
| 倉橋西部漁協               | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 倉橋島漁協                | ○    |          | ○         |         | ○       | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 蒲刈町漁協                | ○    | ○        | ○         |         | ○       |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 安浦漁協                 | ○    |          | ○         |         |         | ○     | ○     |          | ○        |            |       |           |           |
| 呉豊島漁協                | ○    |          | ○         |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 芸南漁協                 | ○    |          | ○         | ○       |         |       |       |          | ○        |            |       |           |           |
| 安芸津漁協                | ○    |          | ○         | ○       |         | ○     | ○     |          | ○        |            |       | 東広島市      |           |
| 早田原漁協                | ○    |          | ○         | ○       |         | ○     | ○     |          | ○        |            |       | 東広島市      | 広島かき      |
| 大崎上島漁協               | ○    |          | ○         | ○       |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 大崎内浦漁協               | ○    |          | ○         | ○       |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 三原市漁協                | ○    | ○        |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 三原市       |           |
| 尾道漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 吉和漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 尾道東部漁協               | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 尾道東部漁協山波支所           | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 向島町漁協                | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 浦島漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            | ○     | 尾道市       |           |
| 因島市漁協                | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 尾道市       |           |
| 瀬戸田漁協                | ○    | ○        |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 尾道市       |           |
| 田尻あんずの里漁協            | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 横島漁協                 | ○    | ○        |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 走島漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 千年漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 鞆の浦漁協                | ○    | ○        |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 田島漁協                 | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 関係団体                 |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 広島県漁業協同組合連合会         |      |          |           |         |         | ○     |       | ○        |          | ○          |       |           | 広島かき      |
| 広島県信用漁業協同組合連合会       | ○    |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 日本漁船保険組合広島県支所        |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 広島県漁業共済組合            |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 全国共済水産業協同組合連合会広島県事務所 |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| (公財)広島県漁業振興基金        | ○    |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| (一社)広島県栽培漁業協会        | ○    |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 自治体                  |      |          |           |         |         |       |       |          |          |            |       |           |           |
| 大竹市                  | ○    | ○        | ○         |         |         | ○     |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 廿日市市                 | ○    |          | ○         |         |         | ○     |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 広島市                  | ○    |          |           |         |         | ○     |       | ○        |          | ○          |       |           | 広島かき      |
| 坂町                   |      |          |           |         |         | ○     |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 江田島市                 | ○    | ○        |           |         |         | ○     |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |

| 団体名   | 取組①  | 取組①・1    | 取組①・2     | 取組①・3   | 取組①・4   | 取組②・1 | 取組②・2 | 取組②・3    | 取組③・1    | 取組③・2      | 取組④   | 所属再生委員会名1 | 所属再生委員会名2 |
|-------|------|----------|-----------|---------|---------|-------|-------|----------|----------|------------|-------|-----------|-----------|
|       | 種苗放流 | キジハタ資源管理 | オニオコゼ資源管理 | カサゴ資源管理 | ガザミ資源管理 | 幼生調査  | 母貝筏   | 幼生検知技術導入 | カキ漁場改善計画 | 漁場環境等データ活用 | 栄養塩対策 |           |           |
| 呉市    | ○    | ○        | ○         |         |         | ○     |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 東広島市  | ○    |          | ○         |         |         | ○     |       |          |          |            |       | 東広島市      | 広島かき      |
| 大崎上島町 | ○    |          | ○         |         |         |       |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 竹原市   | ○    |          | ○         |         |         |       |       |          |          |            |       |           | 広島かき      |
| 三原市   | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 三原市       |           |
| 尾道市   | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 尾道市       |           |
| 福山市   | ○    |          |           | ○       | ○       |       |       |          |          |            |       | 福山市       |           |
| 広島県   | ○    | ○        | ○         | ○       | ○       |       |       | ○        |          | ○          | ○     |           | 広島かき      |

## 2 地域の現状

### (1) 地域の水産業を取り巻く現状等

本県の海面漁業については、瀬戸内海の安芸灘、備後灘を漁場とし、小型底びき網、船びき網、刺し網、小型定置網等の多様な漁業が営まれ、季節ごとに少量多品目の魚介類を漁獲している。ほとんどの漁協は集出荷を行っておらず、少数の産地仲買業者等による集荷又は個々の漁業者による卸売市場出荷、相対取引が中心となっている。漁獲量は、平成25年の18,874tから令和2年には18,958tと横ばい傾向にあるが、カタクチイワシ類(しらすを含む)を除く漁獲量は、平成25年の5,712tから令和2年には3,508tと約40%減少している。

漁業者数については、平成30年に2,778人であったところ、令和4年3月には2,066人となっており、約25%減少している(広島県水産課調べ)。

また本県の海面養殖業については、広島湾をはじめとした静穏な海域を利用して、かき養殖、魚類養殖、のり養殖が営まれている。漁船漁業と比べて生産や経営が安定しているものの、水温や栄養塩等の環境変化により成育・生残に影響が生じている。さらに、かき・のり養殖では資材・燃油の高騰、魚類養殖ではそれらに加え餌料費の高騰を受けてコストが増加しており、経営をひっ迫している状況にある。

### (2) その他の関連する現状等

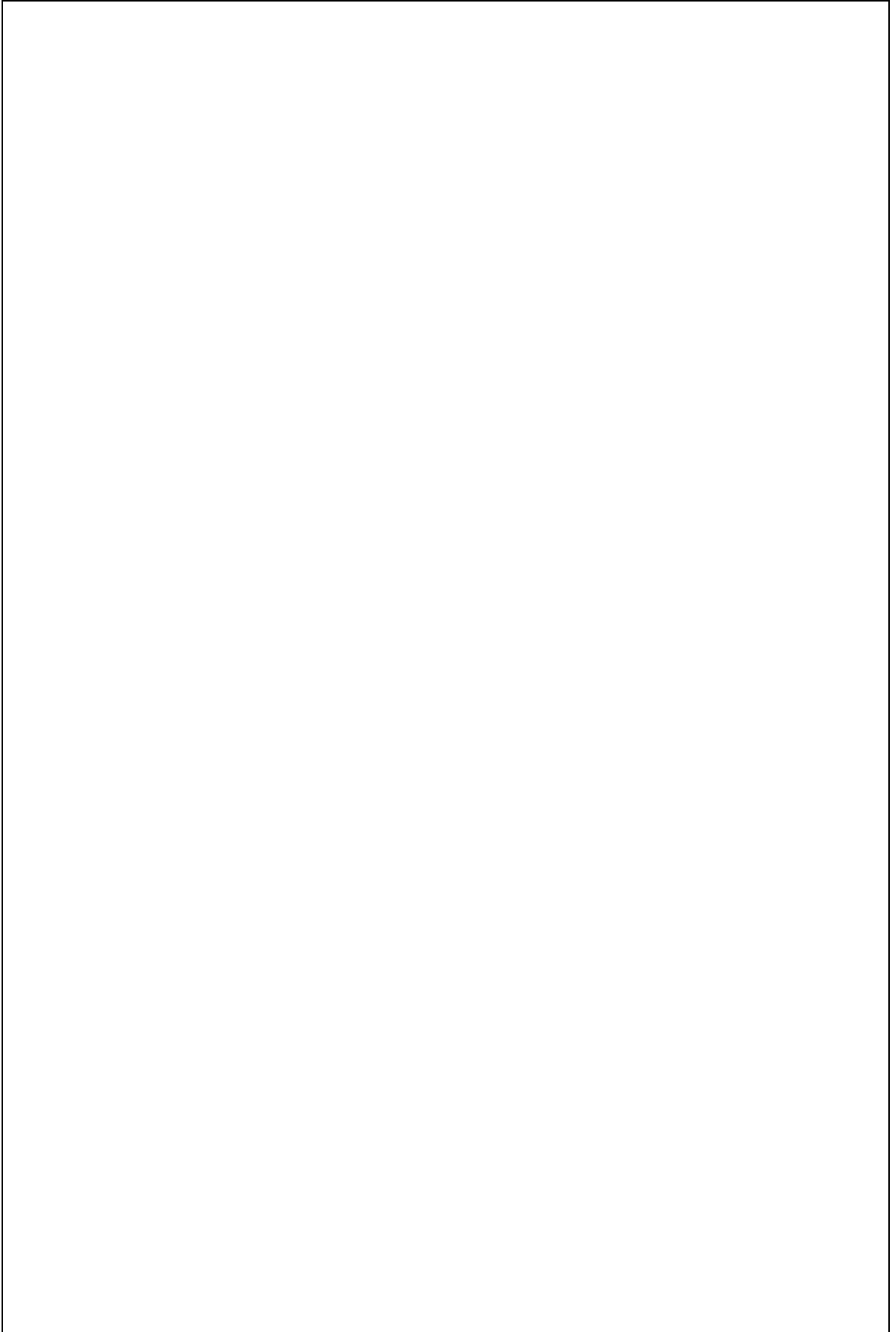
本県では、2つの世界文化遺産を目当てとした、国外県外からの観光客による需要が水産物の販路拡大にも貢献してきたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けてそれらが大幅に減少している。

## 3 競争力強化の取組方針

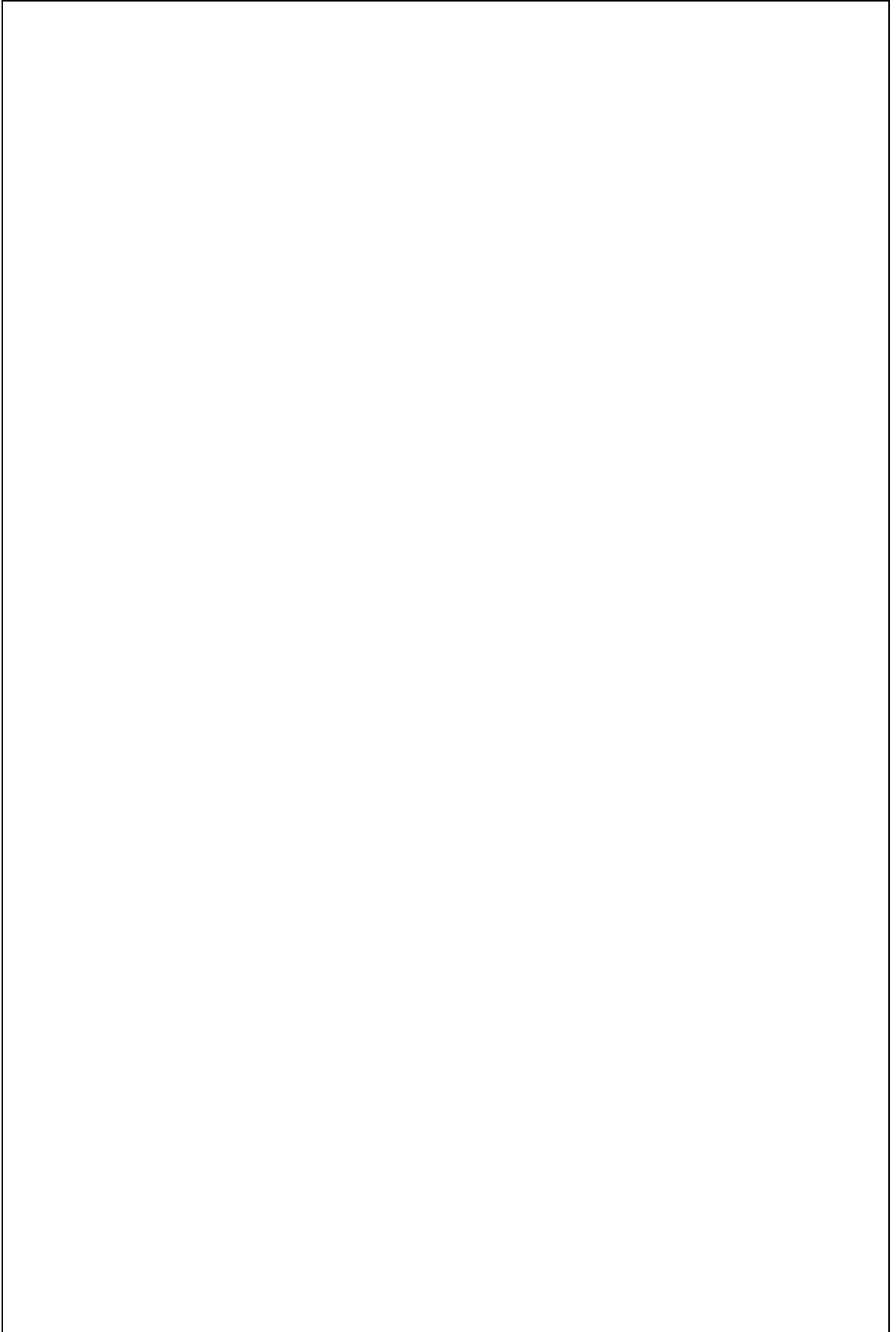
### (1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

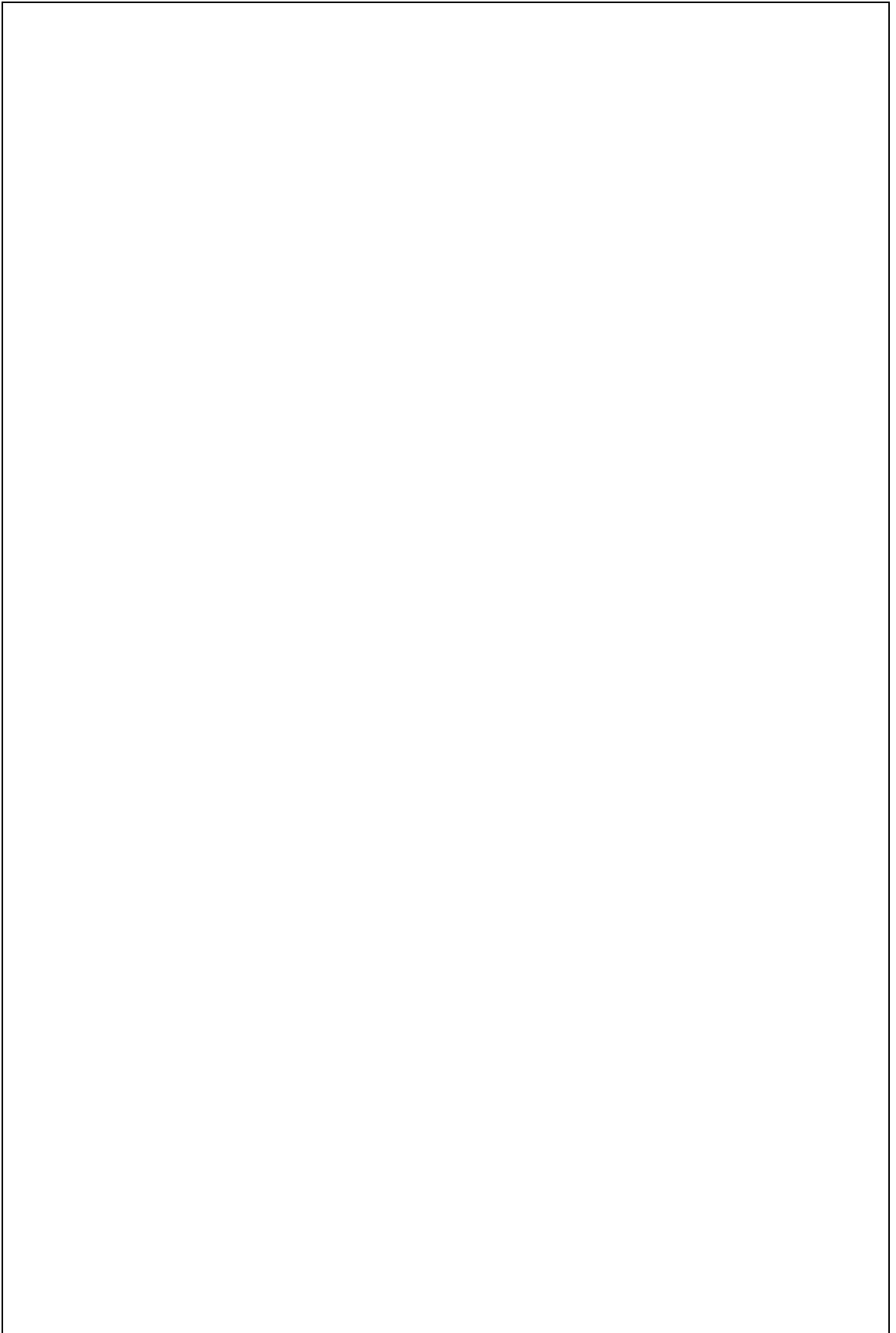
#### ①前期の浜の活力再生広域プランの評価(成果及び課題等)

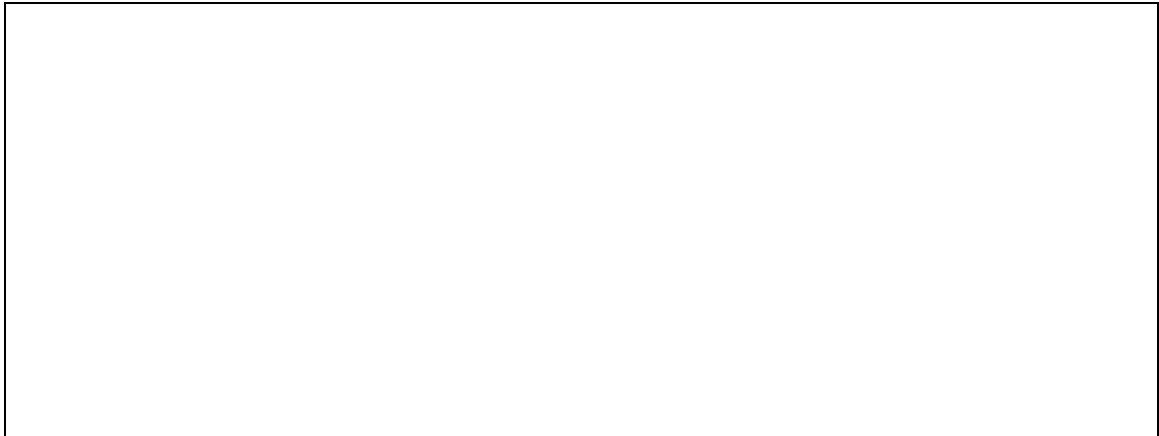
|  |
|--|
|  |
|--|











## ② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

### 【海面漁業】

#### ① 漁業生産の安定化対策

種苗放流漁協及び県栽培漁業協会は、集中放流を行っている4魚種（ガザミ、カサゴ、オニオコゼ、キジハタ）を含め、希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議、決定し、県域での生産及び放流計画を調整した後、市町の支援も得ながら、県栽培基本計画に沿って県栽培漁業センターにて生産及び放流計画に基づき種苗生産を行い、同漁協は希望する魚種の種苗を適地に適量を効果的に放流する。また漁業者は、種苗放流漁協間（魚種により参画漁協が異なる。構成員別対象取組一覧表「取組①-1～4」参照）で取り決めた自主的な資源管理の取組（※1）を継続することで、水産資源の維持、漁業生産の安定化を図る。

#### ※1：自主的な資源管理の取組の概要

ガザミ：全甲幅15cm未満のもの、外子を有しているものが採捕された場合の再放流

カサゴ：全長15cm未満のもの、抱卵しているものが採捕された場合の再放流

オニオコゼ：全長15cm未満のものが採捕された場合の再放流

キジハタ：全長20cm以下のものが採捕された場合の再放流

### 【海面養殖業】

#### ② かきの天然採苗の安定化対策

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

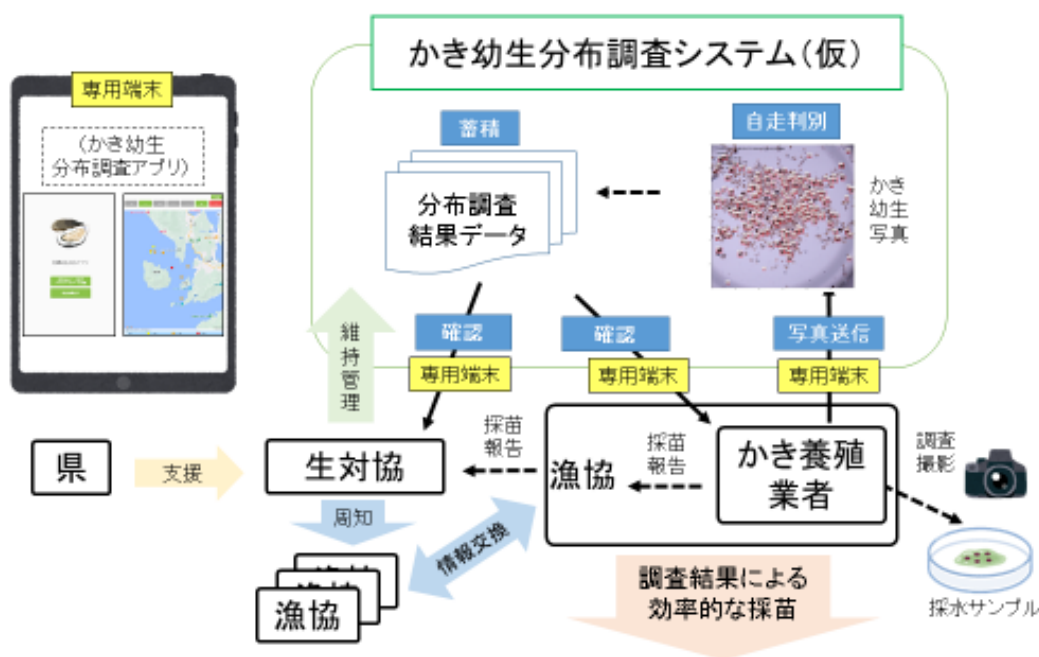
母貝筏抛出漁協は、筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛出、設置する。

県、県漁連、構成員別対象取組一覧表の「取組②-3」に参画する漁協（以下「かき幼生検知技術試験導入漁協」という。）、同漁協のかき養殖業者は、かき幼生分布調査にお

いて、地元企業が開発したAIによる付着期かき幼生の映像判別技術（以下「幼生検知技術」という。）を活用し、調査時の採水サンプルを撮影し、専用端末を通じて写真をクラウドサーバへ送信後、サーバ上での自動判別を行う。また、同漁協に専用端末を配布し、リアルタイムに調査結果が確認できる体制を整えるとともに、生対協を通じて全かき養殖業者に同技術による調査結果を共有し、かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は漁協間で採苗結果を情報交換することで、県域でのかき幼生分布調査の効率化、精度の向上、かき養殖業者へのリアルタイムな情報共有、採苗の効率化、安定化を図る。

県及び生対協事務局の県漁連は、前述のシステム（※2）の維持管理体制を最終的には県から生対協に移管し、幼生検知技術を活用したかき幼生分布調査が継続され、全かき養殖業者がその結果を基に採苗ができる体制を作る。

※2：専用端末を通じて、サーバ上のAIで付着期かき幼生を自動判別し、その結果を蓄積、確認できる一連の機構について、以下「かき幼生分布調査システム（仮）」という。下図を参照。



### ③かきのへい死及び成長不良対策

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、前期に引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

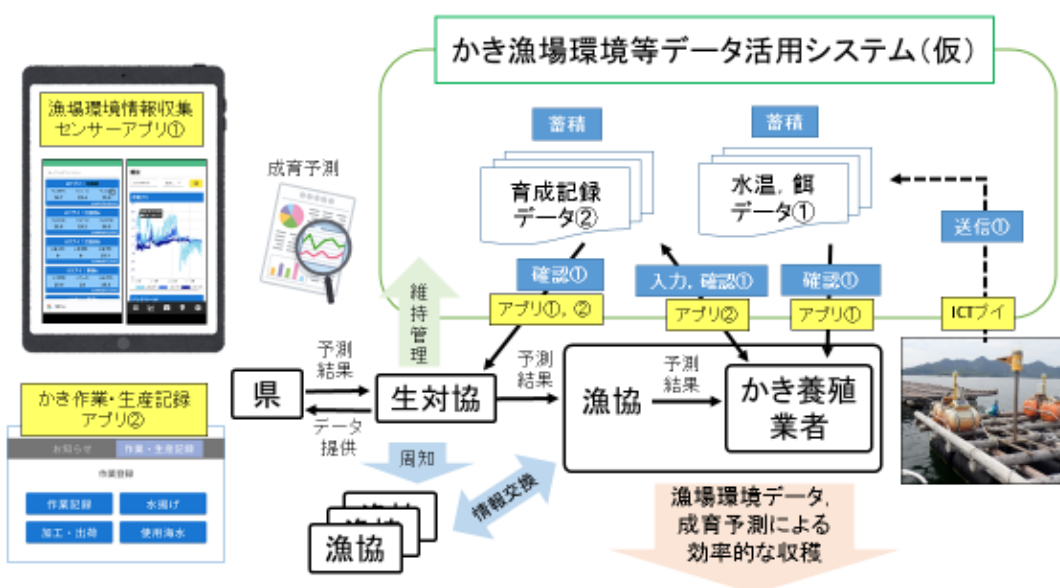
また、県及び構成員別対象取組一覧表の「取組③-2」に参画する漁協（以下「かき漁

場環境等データ活用漁協」という。)は、ICT ブイを設置し、海中三水深の水温及び餌となるプランクトンの分布状況を調査する。同漁協のかき養殖業者はアプリを通じて作業、生産記録をクラウドサーバに送信、蓄積し、県は、蓄積された水温及び餌データ、生産記録の分析、漁場毎のかきの生育の予測を行い、水温及び餌データはアプリを通じて、生育予測結果は同漁協を通じて、かき養殖業者へ提供する。かき養殖業者は、それらのデータ及び予測を基にかきのへい死対策及び効率的な収穫を行う。

県及び生対協事務局の県漁連は、前述のシステム(※3)の維持管理体制を最終的には県から生対協に移管し、かき養殖関係漁協が ICT ブイを活用したへい死及び成長不調対策の取組を継続できる体制を作る。

かき養殖業者の所属する全漁協(構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照)は、同へい死及び成長不調対策の実施状況や結果について漁協間で情報交換することで、相互にかきの品質の向上及び生産量の安定化を図る。

※3：ICT ブイが計測した水温及び餌データや、かき養殖業者が専用アプリを通じて入力した生産記録を蓄積し、同アプリを通じてそれらが確認できる一連の機構について、以下「かき漁場環境等データ活用システム(仮)」という。下図を参照。



#### ④栄養塩対策

県(水産部局)は、県漁連、構成員別対象取組一覧表の「取組④」に参画する漁協(以下「栄養塩対策関係漁協」という。)、環境部局、下水道事業者と下水道能動的な管理運転(※4)の実証試験(※5)の候補地区について協議決定し、下水道事業者は同管理運転を、県及び関係漁協は水産生物に対する効果検証を、環境部局は環境に対する影響評

価を行い、栄養塩類とカキ、アサリ等水産生物との関連性を明らかにする。

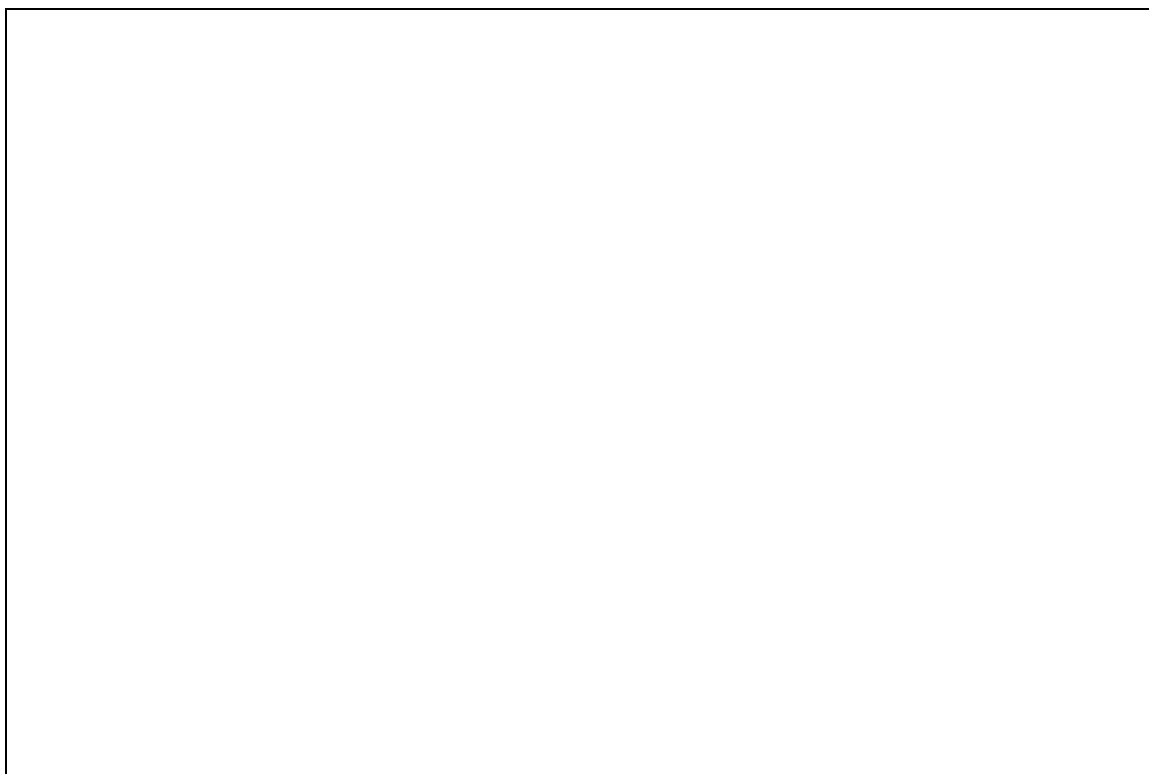
県は、得られた科学的知見から栄養塩類管理計画を作成し、下水道事業者はその計画に基づき同管理運転を行う。県漁連、栄養塩対策関係漁協、同漁協の漁業者は同管理運転下で増加する水産資源の持続的な利用に取り組み、漁協間でその取組状況について情報交換する。

※4：能動的管理運転：下水放流水に含まれる栄養塩類の濃度が高くなるよう意図的に下水処理施設を運転すること。）

※5：県が令和4年10月24日に策定した第9次水質総量削減計画にて、10月～3月の間、栄養塩類と水産生物の関連性に関する科学的知見の収集を目的とした能動的な管理運転の実証試験を行う場合に限り、下水道業における栄養塩類の排出規制が緩和される見込みとなった。これを受け、実証試験に向けた検討を行うに至った。）

## (2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）



### ② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

⑤新規漁業就業者確保対策

新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の計画、実績について協議、決定し、国の経営体育成総合支援事業及び県の新規漁業就業者研修支援事業を活用し、漁協や市町の協力を得ながら、漁業就業相談、短期研修、長期研修、実践型研修、独立後のステップアップ研修等、就業希望者に対する相談から就業までの一貫した支援を行うことで、新規就業者の確保から新規就業者の経営の効率化や新たな操業技術の習得までの支援を行い、担い手の育成を図る。

⑥漁船リース、機器導入事業等による担い手の経営体質強化

県広域水産業再生委員会は、担当者会として担い手認定部会を開催し、審査及び協議の上で、500万円以上の漁業所得のある漁業者又はそれを目指す者を中核的漁業者として認定する。

また、県漁連は、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し、競争力強化に取り組む漁業者（以下「中核的担い手」という。）の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進し、生産性を向上させ、経営体質強化を図る。

⑦ICT技術の活用による担い手育成

県と新規漁業就業者支援協議会の事務局である県漁連は、担い手のいる漁協の協力を得て、海中での網の位置や方向、開口状況が分かる網センサーなど、操業技術のデータ化や可視化ができるICT技術を活用し、効率的に技術習得できる研修プログラムの開発を行い、同研修を通じて新規就業者等担い手の育成を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の法令等により、資源管理活動等を担保措置する。

- ・広島県漁業調整規則：漁具漁法の制限や採捕禁止期間やサイズの設定。
- ・広島海区漁業調整委員会指示：地域における漁具制限等（例：県東部地域刺し網漁業）
- ・広島県資源管理方針：資源管理に関する基本的な事項
- ・資源管理計画（移行後は資源管理協定）：網目制限、保護区、休漁期間等（具体的な内容はP11の※1参照）

（例：流し刺し網漁業で網目拡大、瀬戸内海機船船びき網漁業でチリメン採捕禁止区域設定、小型機船底びき網漁業で週1日、月2日等休漁、ほか）

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和4年度）

|      |                    |
|------|--------------------|
| 取組内容 | 【機能再編・地域活性化（海面漁業）】 |
|------|--------------------|

①漁業生産の安定化対策

種苗放流漁協は、希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議、決定し、それを県栽培漁業協会に伝える。同協会は、それを踏まえて県栽培基本計画に沿って、県域での生産及び放流計画を調整する。

同協会は、同生産及び放流計画に基づき県栽培漁業センターにて種苗生産を行い、種苗放流漁協に配布する。種苗放流漁協は、それを受け取り、適地適量を効果的に放流する。

漁業者は、種苗放流漁協間で取り決めたガザミ、カサゴ、オニオコゼ、キジハタに係る自主的な資源管理の取組を継続し、資源の増大と持続的な利用を図る。

県は、同センターの運営費用を負担する。また、種苗放流漁協は、同種苗の費用を負担する。

【機能再編・地域活性化（海面養殖業）】

②かきの天然採苗の安定化対策

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、前期に引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

母貝筏抛出漁協は、引き続き筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛出、設置する。

県は、生対協、かき幼生検知技術導入漁協と同漁協のかき養殖業者から協力を得て、同漁協及び同漁協のかき養殖業者が行っているかき幼生調査において幼生検知技術及びかき幼生分布調査システム（仮）を試験導入する。

同漁協及び同漁協のかき養殖業者は、幼生検知技術を用いてかき幼生調査を効率的に行う。生対協事務局の県漁連は、全県で行われている通常のかき幼生調査の結果に加え、幼生検知技術を導入した調査結果を全かき養殖業者に共有する。

③かきのへい死及び成長不良対策

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

県及びかき漁場環境等データ活用漁協は、ICTブイを設置し、海水温及び餌プランクトンの分布状況を調査する。

同漁協のかき養殖業者は、アプリを通じて作業、生産記録をかき漁場環境等データ活用システム（仮）上に蓄積する。



県は、ICT ブイが同システム上に蓄積した水温データ、餌データ、同漁協のかき養殖業者が同システム上に蓄積した生産記録を分析し、漁場毎にかきの生育を予測する。また、水温データ及び餌データはアプリを通じて、生育予測結果は同漁協を通じて同漁協のかき養殖業者に提供する。

同漁協のかき養殖業者は、提供を受けた水温データ及び餌データ、生育予測を基に、各漁場にあったへい死対策の実施や効率的な収穫を行う。

#### ④栄養塩対策

県（水産部局）は、県漁連とともに、下水道能動的管理運転の実証試験の実施に向け、環境部局や下水道事業者と候補地区について協議、決定する。

県は、能動的管理運転実施前の水温、栄養塩類濃度、植物プランクトン量、水産生物量（カキ及びアサリのむき身重量等）について調査するため、栄養塩対策関係漁協と協議し、調査場所を決定する。

栄養塩対策関係漁協は、カキやアサリのサンプルを調達して県へ提供し、県は、それらの水産生物量を調査する。

#### 【中核的担い手の育成】

#### ⑤新規漁業就業者確保対策

新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の前年度実績及び当年度計画について協議、決定し、事業費を負担する。同会は、同事業の実施にあたり国の経営体育成総合支援事業を活用するとともに、県は、事業費の一部を補助する。

県漁連は、就業支援フェアへの出展、WEB 面談、就業希望者の漁業研修の受入れ先の調整を行い、調整のついた漁協において研修を実施する。県及び就業希望先の市町は、これらを支援する。

漁業振興基金は、研修用テキストを作成し、研修生に配布する。信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連は、座学研修において各自のサービスについて研修生に紹介する。

県漁連は、研修後に独立した新規就業者のうち、新たな漁法や高度な経営手法の習得を希望する者に対し、ステップアップ研修を実施する。同研修の実施にあたり、研修受入れ先の候補となる漁協と調整を行う。また、その内容に応じて必要な場合は研修対象者の所在する地域外の漁協にも研修の受入れ又は講師派遣を依頼する。それら依頼を受けた漁協は調整に協力する。県はこれらを支援する。

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>⑥漁船リース，機器導入事業等による担い手の経営体質強化</p> <p>県広域水産業再生委員会は，担当者会として担い手認定部会を開催し，審査及び協議の上で中核的漁業者を認定する。</p> <p>県漁連は，水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し，中核的担い手の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進する。</p> <p>中核的担い手は，これらの事業を活用することで，生産性を向上させ，経営体質強化に取り組む。</p> <p>⑦ICT 技術の活用による担い手育成</p> <p>県は，海中での網の位置や方向，開口状況が分かることで曳網や操船の技術習得への寄与が考えられる網センサーの活用など，新規就業者等の効率的な操業技術習得につながる ICT 機器・サービスの活用について企業と情報交換し，次年度の取組案を考える。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>経営体育成総合支援事業</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業</p>  |

2年目（令和5年度）

|      |  |
|------|--|
| 取組内容 | <p><b>【機能再編・地域活性化（海面漁業）】</b></p> <p>①漁業生産の安定化対策</p> <p>種苗放流漁協は，希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議，決定し，それを県栽培漁業協会に伝える。同協会は，それを踏まえて県栽培基本計画に沿って，県域での生産及び放流計画を調整する。</p> <p>同協会は，同生産及び放流計画に基づき県栽培漁業センターにて種苗生産を行い，種苗放流漁協に配布する。種苗放流漁協は，それを受け取り，適地適量を効果的に放流する。</p> <p>漁業者は，種苗放流漁協間で取り決めたガザミ，カサゴ，オニオコゼ，キジハタに係る自主的な資源管理の取組を継続し，資源の増大と持続的な利用を図る。</p> <p>県は，同センターの運営費用を負担する。また，種苗放流漁協は，同種苗の費用を負担する。</p> |
|------|--|

**【機能再編・地域活性化（海面養殖業）】**

**②かきの天然採苗の安定化対策**

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

母貝筏抛出漁協は、引き続き筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛出、設置する。

県は、引き続き生対協、かき幼生検知技術導入漁協と同漁協のかき養殖業者から協力を得て、同漁協及び同漁協のかき養殖業者が行っているかき幼生調査において幼生検知技術及びかき幼生分布調査システム（仮）の試験導入を継続し、昨年度の試験導入結果をもとに同技術の検知精度の向上を図る。

同漁協及び同漁協のかき養殖業者は、引き続き幼生検知技術を用いてかき幼生調査を効率的に行う。生対協事務局の県漁連は、全県で行われている通常のかき幼生調査の結果に加え、幼生検知技術を導入した調査の結果を全かき養殖業者に共有する。

同漁協及び同漁協のかき養殖業者は、同技術の本導入に向けて、また、その計測結果を基にした採苗に向けて準備を行う。

生対協事務局の県漁連は、県の事業終了後の R6 以降の同技術の継続活用及びかき幼生分布調査システムの維持管理について県及び同漁協と協議する。また、県域での同計測結果の情報提供に向けて全会員漁協と協議する。

**③かきのへい死及び成長不良対策**

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

県及びかき漁場環境等データ活用漁協は、引き続き ICT ブイにより水温や餌の分布状況を調査する。同漁協のかき養殖業者は、アプリを通じて作業、生産記録をかき漁場環境等データ活用システム（仮）上に蓄積する。

県は、ICT ブイが同システム上に蓄積した水温データ、餌データ、同漁協のかき養殖業者が同システム上に蓄積した生産記録を分析し、生産状況の見える化を図るとともに、漁場毎にかきの生育を予測する。また、水温データ及び餌データはアプリを通じて、生育予測結果は同漁協を通じて同漁協のかき養殖業者に提供する。

同漁協のかき養殖業者は、提供を受けた水温データ及び餌データ、生育

|  |   |
|--|---|
|  | <p>予測を基に、各漁場にあったへい死対策の実施や効率的な収穫を行う。</p> <p>生対協事務局の県漁連は、県の事業終了後の R6 以降の同機器の継続活用及びアプリや各データを蓄積するかき漁場環境等データ活用システム（仮）の維持管理について県及び同漁協と協議する。また、県域での同結果の情報提供の実施について同漁協及び会員漁協と協議する。</p> <p>④栄養塩対策</p> <p>県（水産部局）は、下水道事業者の協力を得て、選定地区において下水道能動的な管理運転を伴う実証試験を行う。</p> <p>栄養塩対策関係漁協は、カキやアサリのサンプルを調達し、県へ提供する。</p> <p>県（水産部局）は、それらの水産生物量を調査し、水産生物に対する効果検証を行うとともに、環境部局は水温、栄養塩類濃度、植物プランクトン量等、環境に対する影響評価を行う（少なくとも 1 地区あたり 3 年かけて段階的に栄養塩類濃度を高めて検証する。）。</p> <p>【中核的担い手の育成】</p> <p>⑤新規漁業就業者確保対策</p> <p>新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の前年度実績及び当年度計画について協議、決定し、事業費を負担する。同会は、同事業の実施にあたり国の経営体育成総合支援事業を活用するとともに、県は、事業費の一部を補助する。</p> <p>県漁連は、就業支援フェアへの出展、WEB 面談、就業希望者の漁業研修の受入れ先の調整を行い、調整のついた漁協において研修を実施する。県及び就業希望先の市町は、これらを支援する。</p> <p>漁業振興基金は、研修用テキストを作成し、研修生に配布する。信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連は、座学研修において各自のサービスについて研修生に紹介する。</p> <p>県漁連は、研修後に独立した新規就業者のうち、新たな漁法や高度な経営手法の習得を希望する者に対し、ステップアップ研修を実施する。同研修の実施にあたり、研修受入れ先の候補となる漁協と調整を行う。また、その内容に応じて必要な場合は研修対象者の所在する地域外の漁協にも研修の受入れ又は講師派遣を依頼する。それら依頼を受けた漁協は調整に協力する。県はこれらを支援する。</p> |
|--|---|

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>⑥漁船リース，機器導入事業等による担い手の経営体質強化</p> <p>県広域水産業再生委員会は，担当者会として担い手認定部会を開催し，審査及び協議の上で中核的漁業者を認定する。</p> <p>県漁連は，水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し，中核的担い手の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進する。</p> <p>中核的担い手は，これらの事業を活用することで，生産性を向上させ，経営体質強化に取り組む。</p> <p>⑦ICT技術の活用による担い手育成</p> <p>県及び新規漁業就業者支援協議会の事務局である県漁連は，担い手のいる漁協の協力を得て，操業技術のデータ化や可視化ができる網センサーなどのICT技術を試験的に活用し，これらを活用し効率的に技術習得できる研修プログラムを考案する。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>経営体育成総合支援事業</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業</p>  |

3年目（令和6年度）

|      |  |
|------|--|
| 取組内容 | <p><b>【機能再編・地域活性化（海面漁業）】</b></p> <p>①漁業生産の安定化対策</p> <p>種苗放流漁協は，希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議，決定し，それを県栽培漁業協会に伝える。同協会は，それを踏まえて県栽培基本計画に沿って，県域での生産及び放流計画を調整する。</p> <p>同協会は，同生産及び放流計画に基づき県栽培漁業センターにて種苗生産を行い，種苗放流漁協に配布する。種苗放流漁協は，それを受け取り，適地適量を効果的に放流する。</p> <p>漁業者は，種苗放流漁協間で取り決めたガザミ，カサゴ，オニオコゼ，キジハタに係る自主的な資源管理の取組を継続し，資源の増大と持続的な利用を図る。</p> <p>県は，同センターの運営費用を負担する。また，種苗放流漁協は，同種苗の費用を負担する。</p> |
|------|--|

**【機能再編・地域活性化（海面養殖業）】**

**②かきの天然採苗の安定化対策**

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

母貝筏抛出漁協は、引き続き筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛出、設置する。

かき幼生検知技術導入漁協及び同漁協のかき養殖業者は、引き続き幼生検知技術及びかき幼生分布調査システム（仮）を用いてかき幼生調査を効率的に行う。

同漁協のかき養殖業者は、その計測結果を基にした効率的な採苗を実施し、同漁協はそれによる採苗結果をとりまとめる。

県及び生対協事務局の県漁連は、かき幼生分布調査システム（仮）の維持管理を県から生対協へ移管する。

生対協事務局の県漁連は、県と連携を図りかき幼生分布調査システム（仮）を維持管理する。また、全県で行われている通常のかき幼生調査の結果に加え、幼生検知技術を導入した調査の結果を全かき養殖業者に共有する。また、会員からの新地区への同技術の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者が所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、採苗結果を情報交換し、相互に採苗の効率化を図る。

**③かきのへい死及び成長不良対策**

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

かき漁場環境等データ活用漁協は、引き続き ICT ブイにより水温や餌の分布状況を調査し、同漁協のかき養殖業者は、アプリを通じて作業、生産記録をかき漁場環境等データ活用システム（仮）上に蓄積する。

県は、かき漁場環境等データ活用システム（仮）の維持管理を県から生対協へ移管する。

県は、ICT ブイが同システム上に蓄積した水温、餌データ、同漁協のかき養殖業者が同システム上に蓄積した生産記録を、同システムの維持管理移管先である生対協から得て分析し、漁場毎にかきの生育を予測し、その結果を生対協に提供する。

生対協事務局の県漁連は、アプリを通じて水温データ及び餌データを、同漁協を通じて生育予測結果を、同漁協のかき養殖業者に提供する。

同漁協のかき養殖業者は、提供を受けた水温データ及び餌データ、生育

予測を基に、各漁場にあったへい死対策の実施や効率的な収穫を行う。

生対協事務局の県漁連及び同漁協は、同機器を用いた調査及び情報共有体制を継続するため、共同でかき漁場環境等データ活用システム（仮）を維持管理する。

生対協事務局の県漁連は、これらデータや予測の情報共有希望を募り、提供先を増やす。また、会員漁協からの新地区への同機器の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、へい死及び成長不良対策の取組の実施状況や結果について漁協間で情報交換することで、相互にかきの品質の向上及び生産量の安定化を図る。

#### ④栄養塩対策

県（水産部局）は、下水道事業者の協力を得て、選定地区において下水道能動的な管理運転を伴う実証試験を継続する。

栄養塩対策関係漁協は、カキやアサリのサンプルを調達し、県へ提供する。

県（水産部局）は、それらの水産生物量を調査し、水産生物に対する効果検証を行うとともに、環境部局は水温、栄養塩類濃度、植物プランクトン量等、環境に対する影響評価を行う。

県漁連及び栄養塩対策関係漁協は、県から検証結果の提供を受け関係漁業者に周知する。

#### 【中核的担い手の育成】

#### ⑤新規漁業就業者確保対策

新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の前年度実績及び当年度計画について協議、決定し、事業費を負担する。同会は、同事業の実施にあたり国の経営体育成総合支援事業を活用するとともに、県は、事業費の一部を補助する。

県漁連は、就業支援フェアへの出展、WEB面談、就業希望者の漁業研修の受入れ先の調整を行い、調整のついた漁協において研修を実施する。県及び就業希望先の市町は、これらを支援する。

漁業振興基金は、研修用テキストを作成し、研修生に配布する。信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連は、座学研修において各自のサービスについて研修生に紹介する。

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>県漁連は、研修後に独立した新規就業者のうち、新たな漁法や高度な経営手法の習得を希望する者に対し、ステップアップ研修を実施する。同研修の実施にあたり、研修受入れ先の候補となる漁協と調整を行う。また、その内容に応じて必要な場合は研修対象者の所在する地域外の漁協にも研修の受入れ又は講師派遣を依頼する。それら依頼を受けた漁協は調整に協力する。県はこれらを支援する。</p> <p>⑥漁船リース，機器導入事業等による担い手の経営体質強化</p> <p>県広域水産業再生委員会は、担当者会として担い手認定部会を開催し、審査及び協議の上で中核的漁業者を認定する。</p> <p>県漁連は、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し、中核的担い手の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進する。</p> <p>中核的担い手は、これらの事業を活用することで、生産性を向上させ、経営体質強化に取り組む。</p> <p>⑦ICT 技術の活用による担い手育成</p> <p>引き続き県及び新規漁業就業者支援協議会の事務局である県漁連は、担い手のいる漁協の協力を得て、操業技術のデータ化や可視化ができる網センサーなどの ICT 技術を試験的に活用し、これらを活用し効率的に技術習得できる研修プログラムを考案する。(継続)</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>経営体育成総合支援事業</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業</p>  |

4年目（令和7年度）

|      |   |
|------|---|
| 取組内容 | <p><b>【機能再編・地域活性化（海面漁業）】</b></p> <p>①漁業生産の安定化対策</p> <p>種苗放流漁協は、希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議、決定し、それを県栽培漁業協会に伝える。同協会は、それを踏まえて県栽培基本計画に沿って、県域での生産及び放流計画を調整する。</p> <p>同協会は、同生産及び放流計画に基づき県栽培漁業センターにて種苗生産を行い、種苗放流漁協に配布する。種苗放流漁協は、それを受け取り、</p> |
|------|---|



適地適量を効果的に放流する。

漁業者は、種苗放流漁協間で取り決めたガザミ、カサゴ、オニオコゼ、キジハタに係る自主的な資源管理の取組を継続し、資源の増大と持続的な利用を図る。

県は、同センターの運営費用を負担する。また、種苗放流漁協は、同種苗の費用を負担する。

#### 【機能再編・地域活性化（海面養殖業）】

##### ②かきの天然採苗の安定化対策

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

母貝筏抛却漁協は、引き続き筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛却、設置する。

かき幼生検知技術導入漁協及び同漁協のかき養殖業者は、引き続き幼生検知技術及びかき幼生分布調査システム（仮）を用いてかき幼生調査を効率的に行う。

同漁協のかき養殖業者は、その計測結果を基にした効率的な採苗を実施し、同漁協はそれによる採苗結果をとりまとめる。

生対協事務局の県漁連は、県と連携を図りかき幼生分布調査システム（仮）を維持管理する。また、全県で行われている通常のかき幼生調査の結果に加え、幼生検知技術を導入した調査の結果を全かき養殖業者に共有する。また、会員からの新地区への同技術の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、採苗結果を情報交換し、相互に採苗の効率化を図る。

##### ③かきのへい死及び成長不良対策

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

かき漁場環境等データ活用漁協は、引き続き ICT ブイによる水温や餌の分布状況を調査し、同漁協のかき養殖業者は、アプリを通じて作業、生産記録をかき漁場環境等データ活用システム（仮）上に蓄積する。

県は、ICT ブイが同システム上に蓄積した水温、餌データ、同漁協のかき養殖業者が同システム上に蓄積した生産記録を、同システムの維持管理者である生対協から得て分析し、漁場毎にかきの生育を予測し、その結果を生対協に提供する。

生対協事務局の県漁連は、アプリを通じて水温データ及び餌データを、同漁協を通じて生育予測結果を、同漁協のかき養殖業者に提供する。

同漁協のかき養殖業者は、提供を受けた水温データ及び餌データ、生育予測を基に、各漁場にあったへい死対策の実施や効率的な収穫を行う。

生対協事務局の県漁連及び同漁協は、同機器を用いた調査及び情報共有体制を継続するため、共同でかき漁場環境等データ活用システム（仮）を維持管理する。

生対協事務局の県漁連は、これらデータや予測の情報共有希望を募り、提供先を増やす。また、会員漁協からの新地区への同機器の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、へい死及び成長不良対策の取組の実施状況や結果について漁協間で情報交換することで、相互にかきの品質の向上及び生産量の安定化を図る。

#### ④栄養塩対策

県（水産部局）は、下水道事業者の協力を得て、選定地区において下水道能動的な管理運転を伴う実証試験を継続する。

栄養塩対策関係漁協は、カキやアサリのサンプルを調達し、県へ提供する。

県（水産部局）は、それらの水産生物量を調査し、水産生物に対する効果検証を行うとともに、環境部局は水温、栄養塩類濃度、植物プランクトン量等、環境に対する影響評価を行う。

県漁連及び栄養塩対策関係漁協は、県から検証結果の県から提供を受け関係漁業者に周知する。

#### 【中核的担い手の育成】

#### ⑤新規漁業就業者確保対策

新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の前年度実績及び当年度計画について協議、決定し、事業費を負担する。同会は、同事業の実施にあたり国の経営体育成総合支援事業を活用するとともに、県は、事業費の一部を補助する。

県漁連は、就業支援フェアへの出展、WEB面談、就業希望者の漁業研修の受入れ先の調整を行い、調整のついた漁協において研修を実施する。県及び就業希望先の市町は、これらを支援する。

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>漁業振興基金は、研修用テキストを作成し、研修生に配布する。信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連は、座学研修において各自のサービスについて研修生に紹介する。</p> <p>県漁連は、研修後に独立した新規就業者のうち、新たな漁法や高度な経営手法の習得を希望する者に対し、ステップアップ研修を実施する。同研修の実施にあたり、研修受入れ先の候補となる漁協と調整を行う。また、その内容に応じて必要な場合は研修対象者の所在する地域外の漁協にも研修の受入れ又は講師派遣を依頼する。それら依頼を受けた漁協は調整に協力する。県はこれらを支援する。</p> <p>⑥漁船リース，機器導入事業等による担い手の経営体質強化</p> <p>県広域水産業再生委員会は、担当者会として担い手認定部会を開催し、審査及び協議の上で中核的漁業者を認定する。</p> <p>県漁連は、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し、中核的担い手の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進する。</p> <p>中核的担い手は、これらの事業を活用することで、生産性を向上させ、経営体質強化に取り組む。</p> <p>⑦ICT 技術の活用による担い手育成</p> <p>新規漁業就業者支援協議会の事務局である県漁連は、ICT 技術活用の研修プログラムの受講希望を担い手のいる漁協を通じて新規就業者等から募り、受講希望者の所在地にとらわれず全県から同研修の実施に適した場所のある漁協，講師のいる漁協を選定，またその受入れを依頼し，同漁協及び同講師と協働して同研修を実施する。</p> <p>県は，同研修プログラムの継続及び改善の支援を行う。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>経営体育成総合支援事業</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業</p>  |

5年目（令和8年度）

|      |  |
|------|--|
| 取組内容 | <p>【機能再編・地域活性化（海面漁業）】</p> <p>①漁業生産の安定化対策</p> |
|------|--|

種苗放流漁協は、希望する放流種苗の魚種や数量について地域ごとに協議、決定し、それを県栽培漁業協会に伝える。同協会は、それを踏まえて県栽培基本計画に沿って、県域での生産及び放流計画を調整する。

同協会は、同生産及び放流計画に基づき県栽培漁業センターにて種苗生産を行い、種苗放流漁協に配布する。種苗放流漁協は、それを受け取り、適地適量を効果的に放流する。

漁業者は、種苗放流漁協間で取り決めたガザミ、カサゴ、オニオコゼ、キジハタに係る自主的な資源管理の取組を継続し、資源の増大と持続的な利用を図る。

県は、同センターの運営費用を負担する。また、種苗放流漁協は、同種苗の費用を負担する。

#### 【機能再編・地域活性化（海面養殖業）】

##### ②かきの天然採苗の安定化対策

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、引き続き場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

母貝筏抛出漁協は、引き続き筏台数に応じて母貝筏を餌の多い広島湾北部海域へ分担して抛出、設置する。

かき幼生検知技術導入漁協及び同漁協のかき養殖業者は、引き続き幼生検知技術及びかき幼生分布調査システム（仮）を用いてかき幼生調査を効率的に行う。

同漁協のかき養殖業者は、その計測結果を基にした効率的な採苗を実施し、同漁協はそれによる採苗結果をとりまとめる。

生対協事務局の県漁連は、県と連携を図りかき幼生分布調査システム（仮）を維持管理する。また、全県で行われている通常のかき幼生調査の結果に加え、幼生検知技術を導入した調査の結果を全かき養殖業者に共有する。また、会員からの新地区への同技術の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、採苗結果を情報交換し、相互に採苗の効率化を図る。

##### ③かきのへい死及び成長不良対策

かき漁場改善計画取組漁協のかき養殖業者は、引き続きかき漁場改善計画において定めた措置を遵守し、かき養殖漁場の改善を図る。

かき漁場環境等データ活用漁協は、引き続き ICT ブイによる水温や餌の分布状況を調査し、同漁協のかき養殖業者は、アプリを通じて作業、生産

記録をかき漁場環境等データ活用システム（仮）上に蓄積する。

県は、ICT ブイが同システム上に蓄積した水温、餌データ、同漁協のかき養殖業者が同システム上に蓄積した生産記録を、同システムの維持管理者である生対協から得て分析し、漁場毎にかきの生育を予測し、その結果を生対協に提供する。

生対協事務局の県漁連は、アプリを通じて水温データ及び餌データを、同漁協を通じて生育予測結果を、同漁協のかき養殖業者に提供する。

同漁協のかき養殖業者は、提供を受けた水温データ及び餌データ、生育予測を基に、各漁場にあったへい死対策の実施や効率的な収穫を行う。

生対協事務局の県漁連及び同漁協は、同機器を用いた調査及び情報共有体制を継続するため、共同でかき漁場環境等データ活用システム（仮）を維持管理する。

生対協事務局の県漁連は、これらデータや予測の情報共有希望を募り、提供先を増やす。また、会員漁協からの新地区への同機器の導入要望を受け付ける。

かき養殖業者の所属する全漁協（構成員別対象取組一覧表「取組②及び③」参照）は、へい死及び成長不良対策の取組の実施状況や結果について漁協間で情報交換することで、相互にかきの品質の向上及び生産量の安定化を図る。

#### ④栄養塩対策

県（水産部局、環境部局）は、得られた科学的知見から栄養塩類管理計画案を作成し、国と協議し策定するとともに、下水道事業者はその計画に基づき継続して下水道能動的な管理運営を行う。

県漁連及び栄養塩対策関係漁協、同漁協の漁業者は、これまでに得られている同管理運営下での水産生物に対する効果検証結果を基に、同管理運営に併せ、増加する水産資源の持続的な利用に取り組み、漁協間でその取組状況について情報交換する。

#### 【中核的担い手の育成】

#### ⑤新規漁業就業者確保対策

新規漁業就業者支援協議会の構成員である県漁連及び信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連、漁業振興基金は、新規就業者確保に係る事業の前年度実績及び当年度計画について協議、決定し、事業費を負担する。同会は、同事業の実施にあたり国の経営体育成総合支援事業を活用するとともに、県は、事業費の一部を補助する。

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>県漁連は、就業支援フェアへの出展、WEB面談、就業希望者の漁業研修の受入れ先の調整を行い、調整のついた漁協において研修を実施する。県及び就業希望先の市町は、これらを支援する。</p> <p>漁業振興基金は、研修用テキストを作成し、研修生に配布する。信漁連、漁船保険組合、漁業共済組合、共水連は、座学研修において各自のサービスについて研修生に紹介する。</p> <p>県漁連は、研修後に独立した新規就業者のうち、新たな漁法や高度な経営手法の習得を希望する者に対し、ステップアップ研修を実施する。同研修の実施にあたり、研修受入れ先の候補となる漁協と調整を行う。また、その内容に応じて必要な場合は研修対象者の所在する地域外の漁協にも研修の受入れ又は講師派遣を依頼する。それら依頼を受けた漁協は調整に協力する。県はこれらを支援する。</p> <p>⑥漁船リース、機器導入事業等による担い手の経営体質強化</p> <p>県広域水産業再生委員会は、担当者会として担い手認定部会を開催し、審査及び協議の上で中核的漁業者を認定する。</p> <p>県漁連は、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業を活用し、中核的担い手の高性能漁船及び漁業機器の導入を促進する。</p> <p>中核的担い手は、これらの事業を活用することで、生産性を向上させ、経営体質強化に取り組む。</p> <p>⑦ICT技術の活用による担い手育成</p> <p>新規漁業就業者支援協議会の事務局である県漁連は、ICT技術活用の研修プログラムの受講希望を担い手のいる漁協を通じて新規就業者等から募り、受講希望者の所在地にとらわれず全県から同研修の実施に適した場所のある漁協、講師のいる漁協を選定、またその受入れを依頼し、同漁協及び同行使と協働して同研修を実施する。</p> <p>県は、同研修プログラムの維持及び改善の支援を行う。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>経営体育成総合支援事業</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（浜の担い手漁船リース緊急事業）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業</p> <p>広域浜プラン緊急対策事業</p>   |

#### (5) 関係機関との連携

若葉会メンバー及び広島市水産振興センター、水産研究・教育機構水産技術研究所は、場所や日程を分担してかき幼生分布状況等を調査し、生対協を通じてその結果を全かき養殖業者に配信する。

#### (6) 他産業との連携

県の水産部局と環境部局、県漁連、下水道事業者は、下水道能動的な管理運転の実証実験の場所を協議、決定し、実証実験を行うことで、栄養塩と水産生物の関連性を明らかにするとともに、県の水産部局と環境部局は栄養塩類管理計画を作成する。

### 4 成果目標

#### (1) 成果目標の考え方

##### ○機能再編・地域活性化

海面漁業については、水産資源の維持と漁業生産の安定化に向け、県域で協議、調整の上での種苗放流を継続し、併せて資源管理の取組を継続する計画としていることから、県栽培漁業センターにて生産された放流種苗の魚種数（集中放流を行っている4魚種を含む）及び県内の海面漁業の漁獲量（いわし類を除く）を目標として設定する。

放流種苗の魚種数については、これまで実績やニーズに沿った効率的な種苗放流を実施しているところであるため、これを着実に継続する必要があること、漁獲量については、続く減少傾向にまずは歯止めをかける必要があることから、それぞれ基準年の数値を維持する目標とする。

海面養殖業については、かき養殖業に係る品質の向上及び生産量の安定化に向け、県が市町、県漁連、関係漁協、かき養殖業者と連携し天然採苗の安定化対策、へい死及び成長不良対策の取組を実証後、生対協事務局の県漁連と関係漁協が同取組とかき幼生分布調査システム（仮）及びかき漁場環境等データ活用システム（仮）の維持管理を引継ぎ自走化（定着）する計画としているため、取組地区数及びかき生産量を目標として設定する。

取組地区数については、全県への波及を意識した際、起点となる実証地区が着実に自走化していることが重要であることから、実証3地区全てにおいて定着することを目標とする。

かき生産量については、県内海域において高品質なかきが最大限生産できる量とされる2万トンの達成と安定化を目標とする。

##### ○中核的担い手の育成

新規就業者の確保と中核的担い手の育成に向け、研修等の支援と中核的漁業者の認定、漁船リース、機器導入事業の活用を推進する計画としているため、新規独立就業者数と中核的漁業者の新規認定件数を目標として設定する。

新規独立就業者数については、相談受付から就業までの一貫した支援を継続し、丁寧かつ着実に独立へと繋げることに重点をおいていることから、基準年並みの人数を維持することを目標とする。

中核的漁業者の新規認定数については、独立後の新規就業者に対し、中核的担い手へと育成すべく支援を継続していることから、これまでの独立後の就業状況を勘案し、基準年並みの人数を目標とする。

(2) 成果目標

|                               |     |                       |
|-------------------------------|-----|-----------------------|
| 放流種苗の魚種数                      | 基準年 | 令和3年：7種/年             |
|                               | 目標年 | 令和8年：7種/年             |
| 県内の海面漁業の漁獲量（いわし類を除く）          | 基準年 | 令和2年：3,500 t          |
|                               | 目標年 | 令和8年：3,500 t          |
| 幼生検知技術導入，へい死防止，成長不良対策に係る取組地区数 | 基準年 | 令和3年：3地区（実証：広島，江田島，呉） |
|                               | 目標年 | 令和8年：3地区（定着：広島，江田島，呉） |
| かき生産量                         | 基準年 | 令和3年：18,200 t         |
|                               | 目標年 | 令和8年：20,000 t         |
| 新規独立就業者数                      | 基準年 | 平成30年度：2人/年           |
|                               | 目標年 | 令和8年度：2人/年（累計10人）     |
| 中核的漁業者の新規認定数                  | 基準年 | 令和元年～令和2年：1人/年        |
|                               | 目標年 | 令和8年：1人/年             |

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

○放流種苗の魚種数  
 出典：（一社）広島県栽培漁業協会，栽培漁業計画  
 令和3年度に県栽培漁業センターにて生産された放流種苗の魚種数を，維持，継続する。

|     |       |    |    |    |    |    |
|-----|-------|----|----|----|----|----|
| 年度  | R3    | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 魚種数 | 7（実績） | 7  | 7  | 7  | 7  | 7  |

○県内の海面漁業の漁獲量（いわし類を除く）  
 出典：海面漁業生産統計調査  
 令和2年並みの漁獲量維持を目指す。（単位：t）

|   |    |    |    |    |    |    |
|---|----|----|----|----|----|----|
| 年 | R2 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|----|----|----|----|----|----|



|      |       |       |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 漁獲量※ | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

※いわし類を除く。

○幼生検知技術導入，へい死防止，成長不良対策に係る取組地区数  
出典，照会先：広島県  
令和3年度から実施の実証取組地区において，取組を引継ぎ自走化する。

|     |            |        |        |        |        |        |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度  | R3         | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 地区数 | 3 (実証, 実績) | 3 (実証) | 3 (実証) | 3 (定着) | 3 (定着) | 3 (定着) |

○県内のかき生産量  
出典：広島かき生産出荷指針  
県内海域での適正な生産量（筏が過剰にならず，身入りのよい高品質のかきが最大限生産できる量）を目指す。（単位：t）

|     |        |        |        |        |        |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度  | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 生産量 | 18,200 | 19,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |

○新規独立就業者数  
出典，照会先：新規漁業就業者支援協議会  
令和2年度並みの新規独立者数の確保を目指す。

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 年度 | R2 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 人数 | 1  | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |

○中核的漁業者の新規認定件数  
実績値の照会先：広島県中核的担い手認定部会（広島県広域水産業再生委員会）  
令和2年度及び令和3年度並みの認定者数を目指す。

|    |        |    |    |    |    |    |
|----|--------|----|----|----|----|----|
| 年度 | R2, R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 人数 | 2, 0   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

|                |  |
|----------------|--|
| 事業名            | 事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性                       |
| 経営体育成総合支援事業【国】 | ・地域の拠点の漁港等において共同利用施設を整備し，漁業の効率化による競争力の強化を図る。 |
| 水産業競争力強化漁船導入   | 中核的担い手へのリース方式による漁船導入により、                     |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 緊急支援事業（うち浜の担い手漁船リース緊急事業）【国】   | 当該担い手の経営体質強化を図る。   |
| 競争力強化型機器等導入緊急対策事業【国】          | 省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入により、生産性の向上に資する。                                     |
| 広域浜プラン緊急対策事業（うち広域浜プラン実証調査）【国】 | 機能再編に係る取組を進めるために必要な基礎調査経費、中核的担い手育成に係る取組の活動経費について助成を受け、広域浜プランの取組内容の推進を図る。 |